

令和8年第3回瑞穂市議会定例会提出議案の要旨

令和8年8月27日

【行政報告】

令和8年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会について

報告第10号 専決処分の報告について(損害賠償その1)

令和8年3月26日午前10時頃、瑞穂市穂積218番地1地先の交差点を南進するにあたり公用車を切り返しのために後進をした際、公用車の右後部が相手方所有の家屋のブロック塀に接触し、当該ブロック塀が損傷した事故について、市の過失割合を10割として和解し、損害賠償の額を定めることにつき専決処分したものの。

報告第11号 専決処分の報告について(損害賠償その2)

令和8年5月26日午前8時5分頃、瑞穂市重里字宮前1689番1地先の市道8-1234号線の舗装破損箇所が生じた段差に、南進中の相手方の自家用車両が接触したことが原因で、車両左側前方及び後方のタイヤを損傷した事故について和解し、損害賠償の額を定めることにつき専決処分したものの。

報告第12号 令和7年度瑞穂市財政健全化判断比率の報告について

令和7年度決算に基づき算定した財政健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）を報告するもの。

報告第13号 令和7年度瑞穂市水道事業会計資金不足比率の報告について

令和7年度決算に基づき算定した資金不足比率を報告するもの。

報告第14号 令和7年度瑞穂市下水道事業会計資金不足比率の報告について

令和7年度決算に基づき算定した資金不足比率を報告するもの。

報告第15号 令和7年度瑞穂市一般会計継続費精算報告書の報告について

令和7年度瑞穂市一般会計予算の継続費に係る別府交差点・駅西会館駐車場整備事業及び古橋地内遊水池整備事業が完了したので、令和7年度瑞穂市一般会計継続費精算報告書を調製し、報告するもの。

【議案】

1. 人事案件	1 件
2. 条例の改正	5 件
3. 決算の認定	5 件
4. 利益剰余金の処分	2 件
5. 補正予算	5 件
合計	18 件

議案第31号 人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員1名の任期が令和8年12月31日に満了となることから、新たに1名を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるもの。

議案第32号 瑞穂市監査委員条例等の一部を改正する条例について

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）の公布に伴い、市関係条例の改正を行うもの。

議案第33号 瑞穂市印鑑条例の一部を改正する条例について

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2に規定する特定在留カード及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2に規定する特定特別永住者証明書の創設に伴い、市条例の改正を行うもの。

議案第34号 瑞穂市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和8年総務省令第86号）の公布に伴い、市条例の改正を行うもの。

議案第35号 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和7年内閣府令第104号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第10号）の公布に伴い、市条例の改正を行うもの。

議案第36号 瑞穂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和7年内閣府令第104号）の公布に伴い、市条例の改正を行うもの。

議案第37号 令和7年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について

＜決算額＞	歳入	24,954,934,363
	歳出	23,950,159,219
	差引額	1,004,775,144 円
	〔翌年度へ繰り越すべき財源〕	
	・ 継続費通次繰越額	0 円
	・ 繰越明許費繰越額	322,305,000 円
	・ 事故繰越し繰越額	0 円
	実質収支額	682,470,144 円

議案第38号 令和7年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

＜決算額＞	歳入	4,718,406,707
	歳出	4,609,778,199
	差引額	108,628,508 円
	〔翌年度へ繰り越すべき財源〕	
	・ 継続費通次繰越額	0 円
	・ 繰越明許費繰越額	3,665,000 円
	・ 事故繰越し繰越額	0 円
	実質収支額	104,963,508 円

議案第39号 令和7年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

＜決算額＞	歳入	830,215,732
	歳出	812,757,391
	差引額	17,458,341 円
	〔翌年度へ繰り越すべき財源〕	
	・ 継続費通次繰越額	0 円
	・ 繰越明許費繰越額	1,516,000 円
	・ 事故繰越し繰越額	0 円
	実質収支額	15,942,341 円

議案第40号 令和7年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について

＜決算額＞	【収益的収入及び支出】	
	＜収入＞水道事業収益	595,097,971 円
	＜支出＞水道事業費用	549,813,816 円
	【資本的収入及び支出】	
	＜収入＞資本的収入	82,246,719 円
	＜支出＞資本的支出	449,077,756 円

議案第41号 令和7年度瑞穂市下水道事業会計決算の認定について

＜決算額＞	【収益的収入及び支出】	
	＜収入＞下水道事業収益	298,602,695 円
	＜支出＞下水道事業費用	214,583,089 円
	【資本的収入及び支出】	
	＜収入＞資本的収入	1,802,793,960 円
	＜支出＞資本的支出	1,937,512,701 円

議案第42号 令和7年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分について

建設改良積立金 60,000 千円を積み立て、122,334,266 円を資本金へ組み入れるもの。

議案第43号 令和7年度瑞穂市下水道事業会計剰余金の処分について

減債積立金 2, 3 9 9, 2 6 4 円を積み立てるもの。

議案第44号 令和8年度瑞穂市一般会計補正予算(第3号)

歳入歳出それぞれ 8 8 9, 3 3 0 千円を追加し、歳入歳出予算総額を 2 5, 2 4 8, 1 8 1 千円とするもの。

				千円	
<歳入>	市税	303,163	<歳出>	議会費	1,124
	使用料及び手数料	407		総務費	567,182
	国庫支出金	2,140		民生費	55,838
	県支出金	2,143		衛生費	9,653
	財産収入	15,358		農林水産業費	25,992
	寄附金	7,221		土木費	156,035
	繰入金	42,796		消防費	4,358
	繰越金	382,470		教育費	67,720
	諸収入	932		公債費	1,428
	市債	132,700		合計	889,330
	合計	889,330			

議案第45号 令和8年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ 1 0 9, 5 8 3 千円を追加し、歳入歳出予算総額を 4, 8 0 4, 8 3 9 千円とするもの。

				千円	
<歳入>	国民健康保険税	0	<歳出>	総務費	893
	国庫支出金	33		国民健康保険事業	
	財産収入	60		納付金	0
	繰入金	860		基金積立金	68,767
	繰越金	108,630		諸支出金	39,923
	合計	109,583		合計	109,583

議案第46号 令和8年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ 1 8, 9 5 8 千円を追加し、歳入歳出予算総額を 9 3 3, 2 6 0 千円とするもの。

				千円	
<歳入>	繰越金	17,458	<歳出>	後期高齢者医療	
	諸収入	1,500		広域連合納付金	10,384
	合計	18,958		諸支出金	8,574
			合計	18,958	

議案第47号 令和8年度瑞穂市水道事業会計補正予算(第2号)

資本的収入の予定額を 2 5, 6 0 0 千円増額し、総額を 6 5 4, 2 5 3 千円とするもの。

資本的支出の予定額を 4 4, 0 0 0 千円増額し、総額を 8 9 2, 5 6 6 千円とするもの。

議案第48号 令和8年度瑞穂市下水道事業会計補正予算(第1号)

資本的収入の予定額を25,600千円増額し、3,671,134千円とするもの。

資本的支出の予定額を25,600千円増額し、3,792,954千円とするもの。